

瀬戸市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 23 号

瀬戸市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 41 年瀬戸市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 第 6 項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><省略></p> <p>瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年瀬戸市条例第 3 号。以下「条例」という。）<u>第 8 条の 2 に規定する時間外勤務代休時間、条例第 9 条に規定する休日及び条例第 10 条に規定する休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）</u></p> <p><u>条例第 12 条に規定する年次有給休暇及び法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する休職の期間</u></p>	<p>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 第 6 項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><省略></p> <p>瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年瀬戸市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条に規定する休日及び条例第 10 条に規定する休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）<u>並びに条例第 12 条に規定する年次有給休暇並びに法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する休職の期間</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。